

赤穂市立御崎レストハウス指定管理者募集案内

赤穂市では、赤穂市立御崎レストハウスの管理を行う指定管理者を次のとおり募集します（詳細は「赤穂市立御崎レストハウス指定管理者募集要項」及び「赤穂市立御崎レストハウス指定管理者管理運営基準」のとおり。）。

1 施設の概要

(1) 名 称	赤穂市立御崎レストハウス
(2) 所 在 地	赤穂市御崎 8 2 7 番地 1
(3) 主要施設	【休憩所施設】 延床面積 1,067.53㎡
	【屋外施設】 進入道路、通路、駐車場、防火水槽、ボンベ庫、給水施設、排水施設、照明施設、植栽、浄化槽
(4) アクセス	▽鉄道 JR 播州赤穂駅から亀の井ホテル赤穂行きバス「赤穂市立野外活動センター」下車（所要時間約 25 分） ▽自動車 山陽自動車道 赤穂 IC から南東へ約 10 分

2 業務の範囲

- (1) 本施設の運営に関する業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
- (3) その他、本施設の管理上、赤穂市が必要とする業務

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）とします。

4 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、効率的かつ安定的に施設の管理運営を行うことができるものとします。

なお、法人等の組織形態は次に該当するいずれかとします。

- (1) 単独団体：1 つの企業・団体（株式会社、任意団体等で組織形態は問わない。）
- (2) 共同事業体：複数の企業・団体で構成される法人等

5 応募の制限

法人等又はその代表者（共同事業体の代表団体及び構成団体を含む。）が、次に該当する場合は応募をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 入札参加資格制限及び指名停止基準（平成 19 年訓令甲第 60 号）に基づく指名停止期間中の者
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

- (4) 赤穂市税を滞納している者
- (5) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 赤穂市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団、又は法人等の代表者等（共同事業体における構成団体の代表者を含み、法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当すると認める者
 - ア 暴力団員である場合
 - イ 暴力団員を使用した場合
 - ウ 暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合
 - エ 暴力団員と密接な交際等を有している場合
- (8) 宗教活動、政治活動を主たる目的としている団体

6 募集要項等の配布

- (1) 配布場所 赤穂市産業振興部観光課観光係（赤穂市役所 2階）
- (2) 配布期間 令和8年8月18日（火）～令和8年8月25日（火）
（閉庁日を除く午前9時～午後5時 ただし、正午から午後1時までの間を除く。）
- (3) 赤穂市ホームページ（<http://www.city.ako.lg.jp/>）からも入手可能

7 募集要項等及び現地説明会

- (1) 説明会参加申込書の提出締切り 令和8年8月25日（火）午後5時
- (2) 開催日 令和8年8月27日（木）

受付	午後1時00分～1時30分
募集要項等説明	午後1時30分～2時00分
現地説明	午後2時00分～3時00分
- (3) 開催場所 赤穂市立御崎レストハウス 2階休憩スペース
- (4) 参加人数 各申請者2名以内とします。
- (5) 参加申込 応募者説明会参加申込書（様式1）の書式により、上記日程の期限までにファックス又はEメール（電話不可）で、赤穂市産業振興部観光課観光係へ申し込むものとします。なお、申請予定の法人等は、必ず参加することを要件とし、説明会に参加していない法人等からの申請は受け付けません。
- (6) その他 説明会会場での募集要項、管理運営基準の配布はしません。なお、本施設の詳細図面等については、説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、募集要項等の配布場所において閲覧することができます。ただし、閲覧時間は閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とし、貸出しはしません。

8 募集要項等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年8月27日（木）～9月7日（月）
- (2) 質問方法 質問書（様式2）の書式により、ファックス又はEメールで、赤穂市産業振興部観光課観光係へ送付してください。（電話不可）
- (3) 回答方法 募集要項に関する質問に対する回答は、赤穂市のホームページにて公表します。なお、本募集要項、管理運営基準に直接関係する質問に対してのみ回答を行い、すべての質問に回答するとは限りません。
- (4) その他 各申請者からの質問は1回限りとします。ただし、自らの質問に対する回

答に関する再質問については、この限りではありません。

9 指定申請書の提出等

- (1) 受付期間 令和8年9月28日(月)～10月5日(月)
(閉庁日を除く午前9時～午後5時、ただし、正午から午後1時までは除く。)
- (2) 提出場所 赤穂市産業振興部観光課観光係(赤穂市役所 2階)
- (3) 提出方法 上記提出場所に直接持参してください。
- (4) 申請書類
 - ア 赤穂市公の施設指定管理指定管理指定申請書(赤穂市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 様式第1号)
 - イ 添付書類
 - (ア) 赤穂市立御崎レストハウス指定管理者事業計画書(様式3)
 - (イ) 赤穂市立御崎レストハウスの管理運営に関する業務の収支計画書(様式4)
指定管理者の必須業務(市からの管理料で行う業務)と自主事業(市からの管理料に含まれない業務)は、別様とすること
 - (ウ) 申請団体概要調書(様式5)
 - (エ) 共同事業体協定書兼委任状(様式6)
(共同事業体で申請する場合)
 - (オ) 定款、寄附行為その他これに類する書類
 - (カ) 法人にあっては登記簿謄本
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体にあつては、地方自治法第260条の2第12項の証明書
それ以外の団体にあつては、規約、構成員名簿等
 - (キ) 納税証明書(赤穂市市税)
 - (ク) 直前3か年度の貸借対照表及び損益計算書(指定申請の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時における財産目録)
 - (ケ) 赤穂市立御崎レストハウス又はこれに類する施設の管理に関する業務実績書(「類似施設等管理運営実績書: 様式7」)
 - (コ) 他自治体での指定管理者事業評価結果の写し
(他自治体に指定管理者としての事業評価の実施があり、かつその結果が公開可能な場合。複数ある場合は、類似施設又は近隣自治体施設で代表的なものを1つ。)
 - (サ) 他自治体での指定管理者取消等の処分通知書の写し
(他自治体に指定管理者の取消し、全部又は一部の停止処分を受けたことがある場合)
 - (シ) 暴力団員等の排除に係る調査承諾書(様式8)
提出部数は、正1部、副10部とする。また、上記提出書類のうち、申請者が作成したものを、ワード又はエクセルファイル形式でCD-Rに保存し、一部添付すること。

10 選定

赤穂市公の施設指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者を選定し、赤穂市議会の議決(令和8年12月予定)を経て決定します。

11 問い合わせ先

赤穂市産業振興部観光課観光係

電 話 0791-43-6839

F A X 0791-46-3400

Eメール kankou@city.ako.lg.jp